

## 「九条守れ」俳句掲載拒否を考える

法政大学キャリアデザイン学部教授 佐藤 一子

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」と詠んだ市民の俳句を、さいたま市大宮区の三橋（みはし）公民館が月報に掲載するのを拒否した問題で、現代俳句を代表する俳人の金子兜太（とうた）さん（94）は本紙のインタビューに「普通の市民が率直に感じたことを詠んだ句。掲載拒否は言葉狩りだ」と述べ、月報に掲載すべきだったと指摘した。金子さんは日中戦争の開戦後、俳句で戦争を風刺した俳人らの弾圧事件を目の当たりにした。海軍主計中尉として戦争に参加した経験から、戦後は「戦争のない世の中になりたい」と、人間や社会の現実をテーマにした俳句を詠んできた。金子さんは「今回の掲載拒否が前例になれば、一般の人の作品が次々に（社会から）つまみ出されてしまうことになりかねない」と話している。

（東京新聞9月8日記事抜粋・編集部）

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」。さいたま市大宮区三橋公民館の公民館だよりには、俳句の会が選んだ俳句が掲載される俳句コーナーがある。しかし、この俳句は「憲法を見直そうという動きが活発化している中、公民館の考えであると誤解を招く可能性がある」という理由で掲載を拒否された。公民館長名で俳句の会に通達された文書には、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行ってはならない」と規定している社会教育法第23条と、「世論を二分する内容のものは掲載しない」とする市の広告掲載基準が根拠としてあげられていた。

俳句掲載拒否が新聞報道された7月4日以降、200件以上の批判的な意見が市民から教育委員会に寄せられ、多くの市民団体が俳句掲載を求めて申し入れをおこなってきた。有志市民の呼びかけによる市民集会も2回開かれた。市教育委員会が設置している公民館運営審議会でも、なぜ不掲載とするのか、疑問の声があいついだ。不掲載の判断が恣意的で法的根拠がないとの多くの有識者の指摘を受けて、教育長は社会教育法第23条は「関係なかった」、「公民館の考えであると誤解される心配もなかった」と当初あげていた理由を撤回した。それでも「世論を二分するようなものは載せない」と判断したことは適正であると言いつづけている。

俳句の会では、この俳句と次の月の俳句を一緒に掲載して俳句コーナーを再開するように求めているが、公民館側は応じようとしていない。10年以上公民館サークルとして仲間で俳句を学び、公民館だよりを通じて地域の人々に季節の変化や生活の情感を伝えてきた表現活動の場は休止されたまま、すでに3ヶ月以上

が経過している。

金子兜太氏をはじめとする俳句界の人々は、表現の自由の抑圧であり戦前の俳句弾圧のようだと強く批判している。憲法学者も公務員は憲法を遵守すべきであり、恣意的な判断で表現の自由に介入していると指摘している。私も社会教育研究者として、教育行政は住民の学習活動の自由を尊重し、そのための環境を醸成する責務があると定めている社会教育法の基本精神に反していると発言してきた。これらの指摘に対して、教育長は言い逃れのような弁明を繰り返している。曰く、表現の自由に介入する気はない、俳句の会が展示などをするのもけっこうだ。ただ公民館だよりは行政の責任で発行する刊行物だから「政治的に中立であるべきだ」と。

社会教育の場では、学習者が国の政策や社会的に意見が分かれている問題について学習し、批判や疑問を述べあい、またそのことを学習成果として発表することは「学習の自由」として保障されている。良識ある市民の形成が社会教育の目的であり、そのために政治教育も奨励されているのである。一人ひとりの市民が学ぶ権利をもち、民主主義の担い手が地域の学習・文化活動を通じて幅広く育つことこそが、社会全体の福祉や文化の向上、国民の幸福実現につながる。公共の教育機関である公民館は、そのために学習・文化活動の場を提供しているのであり、職員は市民の自主的な学習、市民相互の学習を支援することを責務としている。今回の事態は、さいたま市教育委員会がこのような社会教育のあるべき姿について基本的な見識を欠いているところから生じた事態であると考えられる。「公共」の施設を官の専有物のようにみなし、人々が参加しながら共に創りだしていくという真の「公共」の視点が欠落している。

戦後公民館体制が発足した頃、広島市中央公民館では市民が原爆の痕跡、家族や地域の遺品、悲惨な記録を持ち寄り、今日の広島平和記念資料館の礎となる資料室を発足させている。原爆投下を正当化するアメリカの態度に抗して、人々は二度と原爆投下があってはならないと声をあげたのである。今それは、国際社会に共有された人類平和への願いとなっている。

政治的中立とは、両論併記してバランスをとるような天秤ではない。人々の生活現実の中にある声なき声を表出し、真実を見出していくという営みこそ社会教育における学習の過程であり、学ぶ権利である。さいたま市教育委員会は市民の声に謙虚に耳を傾け、社会教育のあるべき姿を回復させるよう、俳句掲載について再考すべきである。

（さとうかつこ）